

減免の対象となる範囲

障害区分	本人運転	本人以外が運転	障害区分	本人運転	本人以外が運転	
視覚	1～4級	1～4級	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級	1・2級
聴覚	2・3級	2・3級		下肢機能	1～6級	1～3級
平衡機能	3級	3級	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1・3級	1・3級	
音声機能 (喉頭摘出者のみ)	3級	—	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	1～3級	
上肢障害	1・2級	1・2級	肝臓機能障害	1～3級	1～3級	
下肢障害	1～6級	1～3級	知的障害	総合判定A	総合判定A	
体幹障害	1～3, 5級	1～3級	精神障害	1級 (通院医療費番号の記載されたもの)	1級 (通院医療費番号の記載されたもの)	